



Q 今冬、湯沢町が災害救助法を適用しなかった理由は

& 渡辺千恵 (文責)



A 町内の道路交通は維持され、孤立する集落等もなかった

質問 災害救助法の基準値は国の基準に従い、湯沢町は4力所の観測平均で出されているが、湯沢地区と三俣地区では積雪量は全く違う。また昔と違い、現在の雪の状態は地球温暖化のためか、雪荷重が大きくなっている。この冬は屋根の破損、建物の倒壊などもあった。積もった積雪量の平均値だけで判断するのは危険な場合もある。状況を踏まえ判断するべきではないか。

答弁 国、県による基準値に従って判断しているが、町民の命、暮らし、産業を踏まえ今後要請を検討する。

質問 屋根の雪下ろしについて業者が見つからない、また一回の雪下ろしで3万円以上かかると聞いている。高齢者等除雪補助事業において問題などはなかったのか。

答弁 この冬は大雪で大雪対策本部を立ち上げ、助成額を3万円から6万円に引き上げ、期間も延長し支給した。実績は昨年より30世帯増加し、55世帯の申請があった。この期間、健康福祉部、社会福祉協議会が現地確認、除雪業者の情報提供、相談などに応じていた。特に大きな問題はなかった。

空き家問題について

質問 空き家物件が増えている。町内の空き家の数、また把握できない空き家はあるのか。

答弁 現在空き家物件は47件、把握できない物件は1件。

質問 中子に、いつ崩壊してもおかしくない建物があり、この物件は所有者に解体、修繕など求めているが、長期間放置されている。建物からの落雪、万が一崩壊した場合は道路を塞ぐ。子どもた

ちも歩く道路でもある。町民の安心、安全が第一である。早急に「特定空き家」として認定し、「改善命令、措置命令」を出し、従わない場合は「代執行」を考えるべきではないか。

答弁 令和6年「空き家等対策計画」を策定。特定空き家に認定した場合、「指導、勧告、命令」と進めている最終的には「代執行」となるが、この物件に対して早急に取り組みを進めていく。

質問 空き家については外国人も多く購入されている。

答弁 憲法、法律などがあり、条例は難しいが、今後どんなことができるか考えていく。



手付かずの空き家は危険です

高齢者世帯等住宅除雪援助事業

住宅の屋根除雪等を自力で行うことが困難な湯沢町に住所を有する高齢者世帯等に対して、冬期間（12月1日から3月10日まで）の除雪等に係る費用の一部を援助することで、生活の安全確保と心身の安定を図ることを目的とした事業です。

【対象者】

- ① 70歳以上の高齢者世帯（一人暮らし高齢者含む）
- ② 世帯員全員が身体障害者手帳を有する者（1～4級）
- ③ 母子世帯（母と15歳以下の子どものみ世帯）
- ④ その他要援護世帯

但し、下記の条件に該当する場合は対象外となります。

- ・生活保護世帯
- ・町民税課税世帯（今年度からは均等割課税世帯も対象外となります。）
- ・現に居住していない住宅
- ・親戚等の協力が得られる世帯（子供や孫などの協力を優先して下さい。）
- ・世帯員のどなたかが、世帯外の方の税法上の扶養親族となっている世帯

【対象費用】

- ・屋根の除雪・消雪・融雪に要した費用
- ・屋根からの落雪が日常生活に支障をきたす場合、その処理に要した費用
- ・住宅周辺の日常生活に必要な通路等の除雪・消雪・融雪に要した費用

【助成額の目安】

12月1日から3月10日までの最大積雪深さに応じて、下表を目安に口座振込で支給します。（※最大積雪深さは湯沢町役場観測データによります。）

100cm程度	150cm程度	200cm程度
10,000円	20,000円	30,000円

【利用方法】

- ① 利用申請書を、2月末日までに湯沢町総合福祉センター内の福祉介護課へ提出して下さい。
- ② 利用決定の通知を受けた方は、3月中旬の締切日までに担当地区民生委員を通して「除雪実施報告書」と（申請者名の）領収書の写しを提出して下さい。

【問合せ先】

湯沢町総合福祉センター内 湯沢町役場福祉介護課 784-4560
湯沢町社会福祉協議会 784-4111
その他、地区担当民生委員へご相談下さい。

2018/04/11